

京都市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則を公布する。

令和元年10月7日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第5号

京都市職員の任用に関する権限の一部を委任する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法第8条第3項の規定に基づき、職員の任用に関する権限の委任に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の委任)

第2条 人事委員会は、京都市職員任用規則第12条第4号に規定する職の選考を任命権者に委任する。

(報告)

第3条 任命権者は、前条の規定により委任を受けた選考を実施した場合には、人事委員会が定めるところにより、毎年度、任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(その他)

第4条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)